会報

社労士 ふくしま

社会保険労務士制度創設50周年記念式典　祝辞（森戸和美福島労働局長）

■ 社労士制度創設50周年記念特集号

NO.111
2019／February

福島県社会保険労務士会

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は，品位を保持し，常に人格の陶冶にはげみ，旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い，もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1．品位の保持

社会保険労務士は，品位を保持し，信用を重んじ，中立公正を旨とし，良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2．知識の涵養

社会保険労務士は，公共的使命と職責の重要性を自覚し，常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3．信頼の高揚

社会保険労務士は，義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し，依頼者の信頼に応えなければならない。

4．相互の信義

社会保険労務士は，相互にその立場を尊重し，積極的に知識，技能，情報の交流を図り，いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

5．守秘の義務

社会保険労務士は，職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後も守秘の責任をもたなければならない。

＊＊＊　CONTENTS　＊＊＊

会長挨拶……3
年頭のあいさつ……5
社労士制度創設50周年記念特集
- 式辞……9
- 祝辞……11
- 写真で見る社労士制度創設50周年記念事業…16
- 連合会の50周年記念事業……19

研修会
- 第２回研修会……22
- 倫理研修……23

ワークルームセミナーを実施して……24
リレー随想……25
情報・一番
- 連合会大西会長との意見交換会に出席して…26
- (一社) 社労士成年後見センター福島の３年間の歩み …27

新入会員紹介……29
支部だより……33
会員異動状況……37
編集後記……39

会長挨拶

福島県社会保険労務士会
会長　宍戸宏行

新春を迎え、謹んでご挨拶申し上げます。

昨年11月20日に社会保険労務士制度創設50周年記念式典を開催し、来賓及び会員約120名の参加を得て盛会裏に挙行することができました。これもひとえに今日に至るまで制度発展にご尽力をいただいた関係機関をはじめ会員皆様のご支援、ご協力の賜物であり、心より厚く御礼を申し上げます。

また、式典に先立ち尾木直樹氏の記念講演会にも400名を超える県民、会員の皆様の参加を得て、こちらも大変好評のうちに閉じることができました。式典後の記念レセプションをおいても多数のご来賓のご臨席のもと素晴らしい時間を過ごすことができました。重ねて御礼を申し上げます。

さて、働き方改革関連法が昨年６月29日に成立し、７月６日に公布されました。県会研修においても働き方改革に関する実務的な研修を開催してきました。特に昨年６月１日の最高裁の２つの判決（ハマキョウレックス事件、長澤運輸事件）を受け、７月27日に第１回の福島県社労士会総合相談所（以下「相談所」という）主催の実務対応の研修をしました。中小企業における労働市場は空前の人手不足です。このような中で、自社の生産効率を上げながら関連法の対応も求められます。本年４月１日には、すべての使用者に対して「年５日の年次有給休暇の確実な取得」が義務付けられます。

このような状況の中、我々社労士は労務管理の唯一の国家資格者として中小企業を支えていく使命があります。現在県会として労働局の委託を受け「福島県働き方改革推進支援センター」、「福島県医療労務管理相談コーナー」を設置し、数多くの相談、セミナーを展開しております。また、福島県医師会の委託を受け、医療機関に出向いての相談、助言及び指導も実施しております。さらには、福島県からの依頼に対し、保育園等への労務管理の助言等も実施しております。従来からの相談所においても毎週開所し、働き方改革を含む様々な相談に対応してまいりました。今後ますます需要が高まってきます。「人を大切にする企業づくり」を念頭に対応していく所存です。これからも変わらず会員皆様のご協力、ご理解をお願いするところです。

昨年は、８月と10月に業務委員会主催の２回の研修、前述の最高裁判例の相談所主催の研修また９月に新入会員研修さらには10月に経営労務監査推進特別委員会主催の研修をそれぞれ実施いたしました。今年度は、１月に連合会における倫理研修、２月と３月にそれぞれ業務委員会主催の研修と相談所主催の研修を残すのみとなっておりますが、いづれも実務に沿った研修を予定しておりますので、多くの会員の出席を期待いたします。

また、連合会においても昨年10月31日に「働き方改革関連法研修」の第１部を、12月14日に第２部をそれぞれ配信しております。基礎的な内容にはなっておりますが、こちらもぜひ聴講いただければと思います。

職業倫理の問題ですが、業務委員会主催の研

修の折に職業倫理の研修を必ず実施しております。しかしながら県会には毎年数件の苦情が寄せられております。ちょっとした説明不足が原因で誤解を生じさせているケースが散見されます。ここ数年で社会保険労務士の地位は格段に向上しております。ゆえに国民、企業からはさらに高度な職業倫理が求められております。この点を十二分に認識され、業務に邁進頂ければと存じます。

社労士として社会貢献を果たすための事業として、ワークルールセミナー（昨年度までの高校生支援セミナー）を実施しておりますが、今年２月に連合会より「第１回学校教育推進のための情報交換会」が開催されます。主旨は、社労士会として学校教育事業の全国的な推進の契機にするということです。当会は、平成15年より高校生に実施しており、すでに３万人を超える高校生にセミナーを開催しておりますが、ここ数年は受講高校が減少しています。高校に限らず、専門学校、短大、大学等にもワークルールセミナーを広げていく計画です。（昨年の総会で承認）会員皆様のさらなるご協力をお願いするところです。社会貢献事業については、東日本大震災及び原発事故復興支援事業の一つとして復興講演会等の事業が残っております。現在理事会において企画を決定し、依頼をしているところです。日時内容等が確定いたしましたら、会員皆様へ周知させていただくと同時にご協力等併せてお願いするところです。

県会のホームページの件でありますが、連合会より、単会宛たくさんの情報提供があります。月間社労士、連合会のホームページ等にその内容が紹介はされておりますが、その中でも特に県会会員の皆さんに通知すべき情報については、今年度よりホームページ内に「情報BOX」を作りその中で随時アップさせていただいております。毎月15日発行の月間情報と併せて確認いただければと存じます。

県会事務局の件ですが、今までは、県会の業務の際には、職員の自家用車を使用しておりましたが、昨年総会の承認をいただき、県会専有の車両を購入させていただきました。また、理事会の承認をいただき、事務局内にカメラ等のセキュリティシステムを導入させていただきました。事務局職員等が、安全かつ安心に業務を遂行いただけるようになりました。御礼申し上げます。

最後になりますが、福島県社会保険労務士会のますますの発展と会員皆様のご健勝を心より祈念申し上げ新年の挨拶といたします。

年頭のあいさつ

福島労働局
局長　森　戸　和　美

新年を迎え、皆様のご健勝とご繁栄を心よりお祝い申し上げます。

福島県社会保険労務士会、並びに会員の皆様には、日頃より労働行政の推進に多大なご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故から８年が過ぎようとしております。皆様の大変なご尽力により、着実に福島の復興が進んでおりますが、今なお４万２千人以上の方々が県内外での避難生活を余儀なくされています。こういった状況下において、労働・社会保険の専門家として福島県の復興を担っておられる皆様に心からの敬意を表します。

さて、昨年の雇用失業情勢は、緩やかな改善が進み、求人数は高水準で推移してきたところです。一方、求職者数は減少傾向にあり、有効求人倍率も1.5倍以上の高い水準が続いています。また、県内の新規学卒者の就職も順調に推移しており、高卒者の内定率は、昨年11月末現在で92.4％と、前年度に引き続き高水準となっています。

人口減少、人手不足等の中、福島の復興・再生を持続的に進めるためには、人材の確保・定着･能力向上が極めて重要です。そのためには、魅力ある職場づくり、すなわち働き方改革を進めていくことがますます重要となっており、福島労働局におきましても最重点施策の一つとして推進しているところです。

昨年７月、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が公布されました。これを受け、福島労働局では、説明会の開催をはじめ、労働基準監督署の労働時間相談・支援班員による事業場訪問支援等を実施し、円滑な施行に向けて、改正内容の周知に努めているところであり、特に本年４月１日から、時間外労働時間の上限規制、年次有給休暇の確実な付与義務、労働時間の状況の把握義務等が施行となりますので、会員の皆様におかれても、顧問先企業への周知など、よろしくお願いします。

なお、中小企業における時間外労働時間の上限規制適用は１年猶予されますが、今後、パートタイム労働者、派遣労働者に対する均等・均衡待遇の義務化も施行されていきますので、併せてその対応をよろしくお願いします。

本年も引き続き、事業主の皆様に改正内容を十分にご理解いただき、長時間労働の抑制、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等、労働者がそれぞれの事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できる社会の実現に向けた取組が促進されるよう、きめ細やかな支援・指導を行うこととしています。

さて、もう一つの最重点施策として、福島の復興に向け、引き続き、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業、除染作業、中間貯蔵施設等への汚染土壌の搬入作業及び事故由来廃棄物処分作業等に従事する労働者が安全に、かつ安心して働くことができるよう、労働条件や安全・健康の確保のための対策を推進していくこととしています。

また、本年度から「福島労働局　第13次労働災害防止計画」が始まっています。５か年の計画期間中に、労働災害による死亡者数を15％以上、休業４日以上の死傷者数を５％以上減少させること等の目標を達成するため、様々な対策を推進していきます。

残念ながら、昨年は冬季に転倒災害が多発し、死傷者数が大幅に増加しました。屋外では耐滑性のある靴の着用を徹底するなど、取組の

一層の強化にご協力をお願いします。

福島労働局では、本年も、県民の皆様の行政ニーズをしっかり把握し、福島の復興・再生を雇用・労働の面から支え、後押しすべく、労働基準、職業安定、雇用環境・均等、人材開発の各分野を有機的に連携させ、全力で効果的な対策を推進していく所存です。皆様には、引き続きのご支援を賜りますようお願いします。

最後になりますが、本年が皆様にとって幸多き明るい笑顔の一年となりますことを心よりご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

年頭のごあいさつ

日本年金機構
東北福島年金事務所　所長　**根　本　武　明**

平成31年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

福島県社会保険労務士会並びに会員の皆様には、日頃から社会保険事業をはじめ当機構の円滑な事業運営に、格別なご理解とご協力を賜り、心から御礼申し上げます。

昨年は、３月よりマイナンバーの取り扱いが本稼働となりました。社会保険関係届出書の省略化が図られるとともに添付書類については簡素化が行われました。様式についても大幅な変更をお願いしたところです。会員の皆様にはご理解いただき誠にありがとうございました。本年１月からは市町村・労働等、関係機関との情報連携を図り、関係書類の更なる簡素化などサービス向上に向けて取り組んでいくこととしております。

また、行政手続きコストの削減に向けて、社会保険関係届出書の磁気媒体、電子申請での手続きについて周知広報、ご検討いただいているところです。現在、大規模法人等での電子化が法令による義務化を含めて議論されています。社会保険等の事務手続きの正確かつ迅速な事務処理に大いに寄与する媒体化、電子化について引き続きのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

さて、平成28年度の法律施行から年金事業運営での重要事項として取り組んでおります、短時間労働者の厚生年金保険への加入条件の緩和措置につきましては、全国で３万事業所において手続きをいただき、約40万人の従業員の方々が新たに厚生年金保険に加入となりました。今後、加入条件の更なる緩和等に向けて議論されており、短時間労働者の厚生年金保険への加入拡大については引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。

昨年10月健康保険における被扶養者認定事務にかかる証明書類の整理が図られました。さらには、出入国管理法改正案を踏まえた在留資格につきましても制度改正が検討されており、今後の事務取扱についてご理解のほどよろしくお願いいたします。

公的年金制度は、年金受給者が4,000万人、被保険者は7,000万人を超える時代となり、高齢化社会の進行とともに、社会保障制度の中核としてその重要性は益々大きなものとなっています。

公的年金制度を運営する日本年金機構といたしましては、公的年金制度の意義や内容を国民の皆様に正しく理解をしていただくための周知・広報事業に努めるとともに、当機構の基幹業務である運用、徴収、年金給付、相談等の各業務を正確、確実かつ公正に行うため、県内の

年金事務所が連携し取り組んで参る所存でございますので、これまで以上のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、本年が、福島県社会保険労務士会並びに会員の皆様方にとりまして実りある年となることをご祈念いたしまして、年頭のごあいさつといたします。

新年のご挨拶

全国健康保険協会福島支部（協会けんぽ）
支部長　齋　藤　博　典

新年あけましておめでとうございます。

福島県社会保険労務士会ならびに会員の皆様には、日頃より協会けんぽにおける各種事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年は、社会保険労務士制度が創設されて50周年を迎えられたことにつきまして、心からお喜びを申し上げます。

さて、協会けんぽは昨年10月で設立から10年が経過しましたが、福島支部では平成30年９月末現在で事業所数が35千、加入者数が674千人と過去最高を記録しています。更に、この４月には健康保険組合の解散により加入者数の大幅な増加が見込まれております。

30年４月に３年金事務所の窓口業務が終了し、福島支部窓口と郵送による受付に切り替わりました。この結果、郵送による申請書等の提出については普及が図られており、30年12月の郵送受付率は実に95％に達しています。引き続き、弊協会ホームページ上でご利用いただける届書・申請書作成支援サービスの提供等を通じて、事業主、加入者の皆様の利便性向上に努めてまいります。

一方、加入事業所の健康に関する意識は高まりを見せており、27年度からスタートした「健康事業所宣言」事業については、30年12月末現在で1,217社に取り組んでいただいているほか、昨年は新たに「ふくしま健康経営優良事業所」認定制度及び表彰制度をスタートさせ、協会けんぽ加入の35社が優良事業所として認定され、そのうち３社が表彰されました。

これらの各種事業に対する貴会のご協力に感謝を申し上げます。

さて、平成31年度は、協会けんぽの中期経営計画である「保険者機能強化アクションプラン（第４期）」の中間年度として、協会けんぽの重要業績評価指標（KPI）に掲げた諸目標の達成に向けた重要な年度と位置付けております。

また、30年度より支部ごとの実績により高齢者支援金の負担に差をつけるインセンティブ（報奨金）制度が本格実施されており、その諸目標の達成に向けて努力を傾けてまいりたいと考えております。

これらの弊協会事業の推進に関しまして、事業主・加入者の皆様の良き相談役であり、社会保険実務の専門家である皆様のお力添えが何より大事と考えており、今まで以上の関係を築かせていただきたいと考えております。どうか、ご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、今後の福島県社会保険労務士会の益々のご発展と、会員の皆様のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

全国社会保険労務士会連合会
会長　大西健造

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

宍戸会長をはじめ、福島会の皆様におかれましては、健やかに新しい年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年は、７月の豪雨による岡山県倉敷市真備町の水害、９月に発生した北海道胆振東部地震など様々な自然災害が発生しました。また、東日本大震災の発生から間もなく８年が経過しますが、いまだ復興へのご対応は続いている状況にあり、被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

旧年に開催いたしました社労士制度創設50周年記念式典は、天皇皇后両陛下のご臨席のもと、各方面からの来賓及び４千余名の会員の皆様にご参加いただき盛会裏に挙行することができました。これも、ひとえに今日に至るまで制度発展にご尽力いただいた先人の方々、関係者の皆様、そして、４万２千人の会員の皆様の温かいご支援、ご協力の賜物であり、ここに厚く御礼申し上げます。

さて、働き方改革関連法が昨年６月29日に成立、同年７月６日に公布され、時間外労働の上限規制、年次有給休暇取得の義務化及び高度プロフェッショナル制度の導入等に関する改正労働基準法等が本年４月より施行されます（中小企業への時間外労働の上限規制は、１年遅れて施行。）。労務管理の専門家である社労士への企業･国民からの期待はますます高まっています。

連合会においては、これに対応するため「人を大切にする企業」づくりの支援･「人を大切にする社会」の実現を目指し、各種事業を展開してまいりました。

まず、社労士が働き方改革関連法の趣旨を正しく理解し、企業に対し実用的な支援が行えるようにするため、「働き方改革実務会議」を設置し、これに資するための研修・広報に関する方向性の整理をいたしました。

社労士制度推進月間においては「「人を大切にする企業」づくり～これからはじめる働き方改革～」をテーマに事業主向けに社労士会セミナーを実施し、一方で会員の皆様には「人を大切にする人事労務管理研修」をｅラーニングでご提供いたしました。

行政協力という側面においては、全国の労働局で入札に付された「働き方改革推進支援センター事業」に関して都道府県会による受託の支援を行い、結果として18か所が受託し、「36協定未届事業場に対する相談指導事業」においては連合会自らも入札し、都道府県会と併せて15か所での受託を実現いたしました。

国際的な観点からは、社労士制度を海外に輸出すべく、インドネシア版社労士制度が創設され、インドネシア共和国BPJS雇用との合意書を締結しました。また、労働CSR活動の一環として「人権」･「労働」･「環境」･「腐敗防止」の４分野10原則を軸に活動する「国連グローバルコンパクト」への署名を行っております。

本年は元号も改まる年であり、働き方改革始動の年でもあります。社労士制度創設50周年を経過した新たな時代に向けたスタートの年として、昨年までの事業活動を更に発展させるため、企業の働き方改革の支援を担うのは私たち社労士以外にはないという意気込みを日本中に響かせたいと考えております。「人を大切にする働き方改革の専門家＝社労士」のキーワードを定着させるため、４万２千人の会員の皆様と一丸となって諸施策を一歩一歩進めてまいりたいと考えております。

末筆ではございますが、本年が皆様にとって実り多き一年となりますことを祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

社労士制度創設50周年記念特集

式　　辞

福島県社会保険労務士会
会長　宍戸宏行

社会保険労務士制度50周年記念式典を開催するにあたり、ご挨拶申し上げます。

本日は、公務ご多用の中、福島労働局長森戸和美様、福島県副知事畠利行様、福島市長木幡浩様にご臨席の栄を賜り、さらに隣接士業の各会長の皆様をはじめ多数のご来賓のご列席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、県内各支部より多数の会員の皆様にご出席いただきこのように記念式典を開催できますこと深く感謝申し上げる次第であります。

社会保険労務士法は、昭和43年第58回通常国会で成立、6月3日に公布、12月2日に施行されましたが、身分法につきものの経過措置の問題、法定団体の設立を巡りようやく現在の組織になるまでに10年の歳月を要しました。

福島県社会保険労務士会の設立を顧みますと旧厚生省系と旧労働省系とそれぞれ設立に向けた動きがありました。記録によりますと旧厚生省系は、昭和42年10月に社団法人日本社会保険労務士会福島県支部設立準備委員会を立ち上げ、翌昭和43年1月25日に支部設立のため、支部長に下田興吉氏を選出しました。昭和47年4月に正式に社団法人日本社会保険労務士会福島県支部が認可され、昭和51年3月に福島、平、相馬、郡山、会津にそれぞれ市会を設立したとあります。当時の会員は、170から180人とあります。また、旧労働省系は、昭和44年11月に福島県北の有志12名で福島社会保険労務士業会を設立し、渡辺俊治氏を会長に選出し、昭和46年3月福島県社会保険労務士会と改組し、福島、郡山、浜通り、会津の4支部を設置したとあります。更に昭和48年1月に社団法人日本社会保険労務士会連合会に加入し、同年7月に福島労働基準局の許可を得て、正式な法人になったとあります。そして全国的な統一の流れの中で、昭和51年11月にこの2つの団体の大同団結が実現し、社団法人全国社会保険労務士会福島会が誕生し、初代会長に下田興吉氏が選出されたとあります。当時の会員は、開業が101名、非開業が125名合計310名とあります。先人の社会保険労務士の先生方におかれましては、生みの苦しみといいますか、大変なご苦労をいただいたことに改めて感謝を申し上げるとともに、この御苦労のおかげで現在があることを決して忘れてはいけないと思います。

さて、歴史を振り返るにまずは8回にわたる社会保険労務士法改正に触れなければなりません。試験事務の委託、事務代理業務の拡大を内容とした平成10年5月の第5次改正を除いてすべてが議員立法による改正であります。第6次

改正のあっせん代理業務の追加により初めて司法の分野に業務が拡大しました。その後の改正は、主に司法分野における業務の拡大であります。特に平成26年11月の第８次改正においては、裁判所における補佐人制度が創設されました。今後の改正においても議員立法を中心に行われると思います。このことにおいて福島県社会保険労務士政治連盟と連携し業務拡大に取り組んでいく所存です。また、我々の使命の一つは、健全な労使関係の構築と労使トラブルの予防にあります。今後国が進める「働き方改革」においても最も密接にかかわる国家資格者として、国民のニーズに応えられるよう、強い正義感と高い職業倫理をもって社会的使命、国民の負託に応えていかなければなりません。今後も会員の皆様のご理解、ご協力を切にお願いするところであります。

一方で、平成21年３月11日の東日本大震災それに伴う東京電力第一原子力発電所事故を忘れてはいけません。39名の会員が被災し、18名の会員が原子力発電所の事故により避難いたしました。そのような中、会員皆様のご協力を得て、県内各地に避難されている県民の皆様に寄り添い、各地で無料相談を実施いたしました。加えて福島県からの要請に応え、震災により両親等をなくされた震災遺児等の支援事業も実施いたしました。また、被災中小企業等の復興支援セミナーを開催し、このセミナーは、復興支援講演会として現在も続けているところであります。災害はいつ起こるか誰にも予測ができません。これを機に会では、福島県をはじめ９つの自治体、二つの民間団体と災害協定を締結したところです。今後もこのような取り組みを続けていく所存であります。

先ほども少し触れましたが、国が最重要課題として取り組んでいる「働き方改革」においては、本年１月に福島労働局様と県内企業の働き方改革などの推進に向けた包括連携協定を全国で初めて締結したところです。協定書に基づき働き方改革などに関する情報交換や情報発信に協力して取り組み、働き方改革、復興支援、労働環境改善の各分野で連携し、長時間労働の是正やハラスメント防止、震災で避難した県民の就労支援などにつなげていきます。

今後我々の関連する諸問題はますますその重要性が高まると思います。会の上部団体である全国社会保険労務士会連合会としっかりと連携を取りながら取り組んでいく所存であります。

本日は、式典の後のレセプションにおいて関係団体の皆様、国会議員等の先生方をお招きして当会の50周年を祝いながら懇親を深めたいと思っております。長時間になりますが、皆様のご協力をお願い申し上げます。

結びになりましたが、福島県社会保険労務士会のますますの発展と本日お集まりの会員皆様のさらなるご活躍を祈念申し上げ式辞といたします。

宍戸会長

祝　　辞

福島労働局
局長　森　戸　和　美

社会保険労務士制度創設50周年おめでとうございます。これを祝う記念式典がこのように盛大に開催されますことを、心からお慶び申し上げます。社会保険労務士法を所管する厚生労働省に所属する職員として、皆様と一緒にお祝いしたいと存じます。

宍戸会長様をはじめ福島県社会保険労務士会の会員の皆様方には、日頃より労働行政の推進につきまして、格段の御理解と御協力をいただいておりますことに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。特に、「福島県働き方改革推進支援センター」の運営や昨年度、締結しました「新生ふくしま『人を大切にする企業づくり』・『魅力ある職場づくり』推進連携協定」に基づき、福島県内の企業の労務管理水準・安全衛生管理水準等の向上に御尽力いただいておりますことに重ねて御礼申し上げます。

また、ただいま感謝状、表彰状を受けられた皆様、おめでとうございます。皆様方におかれては、社会保険労務士制度の確立、発展、さらには事業主の信頼を得ることにより社会保険労務士の地位の向上に貢献されてこられており、これまでの御尽力に深く敬意を表する次第です。

さて、福島労働局では、現在、働き方改革を行政の最重点として進めております。少子高齢化が進む中で年金、医療といった社会保障を維持していくためには、経済の活力を保っていく必要があります。働き方改革は、働く人の立場で、一人ひとりが事情に応じて、多様な働き方を選択できる社会、誰もが生きがいを持って、能力を発揮していく社会をつくっていこうとするものです。いわゆる１億総活躍社会の実現です。女性、若者、高齢者、障害者、さらにがんなどの病気の治療中の方も満足して働き続けられる社会にしていくことが必要です。ただ一方で、職場には様々な課題があります。過労死が発生していることも、その一つだと思います。これらの課題のうち、解決するために法律の改正が必要なものについては、先の通常国会において、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律として成立し、本年７月６日に公布されました。一部の改正については既に施行されていますが、主要な改正である時間外労働の上限規制、年５日の年次有給休暇の取得義務化は来年４月１日からの施行になります。これらの改正内容を企業が円滑に実施するためには、事前に36協定や年次有給休暇の計画的付与のための労使協定の締結が必要となります。社会保険労務士の皆様によって労使の話し合いを促進していただきますようお願いします。

県内の中小企業の現状を考えますと、毎年、最低賃金の引き上げが相当程度行われていますので、生産性の向上を図っていく必要があります。会社内で最も低い賃金を引き上げるための業務改善助成金や勤務間インターバル制度を導入する時間外労働等改善助成金は非常に使いやすいものとなっていますので、これらを活用することにより生産性の向上が図られるよう中小企業の事業主に対する指導をお願いします。

最後になりますが、福島県社会保険労務士会の今後ますますの御発展と、本日お集まりの皆さま方の御健勝を心より祈念申し上げまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

平成30年11月20日

祝　　辞

福島県知事　内　堀　雅　雄
（代読　福島県副知事　畠　　利行）

社会保険労務士制度創設50周年記念式典の開催をお喜び申し上げます。

福島県社会保険労務士会の皆様には、労働社会保険に関する相談指導等の業務を通じ、企業の健全な発展と労働者の福祉向上に多大なる御尽力を頂いておりますことに厚く御礼を申し上げます。

また、長年にわたる御貢献により、栄えある表彰を受けられました皆様に、深く敬意を表します。

震災から７年８か月が経過いたしましたが、今もなお、多くの方々が避難生活を続けておられるほか、被災者の生活再建や風評と風化の問題、さらには、急激な人口減少など、福島県は様々な課題を抱えております。

一方で、県民の皆様のひたむきな御努力と国内外からの温かい御支援により、観光地におけるにぎわいの回復や県産品の輸出拡大、新たな拠点施設の整備進展など、明るい光が一層の強まりを見せてまいりました。

こうした光をより確かなものとし、復興を更に前へと進めていくためには、県民の皆様が健康で生き生きと活躍できる環境づくりが極めて重要であります。

このため、県では、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現に向け、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を認証する「次世代育成支援企業認証」の取得促進や、経営者による「イクボス宣言」の推進など、働きやすい職場環境づくりに取り組んでおります。

働き方改革の進展に伴い、企業における適切な労務管理が一層求められている中、社会保険労務士の皆様の果たす役割はますます重要なものになっております。

貴会におかれましては、制度創設50周年という節目の年を契機に、仕事と生活のバランスが調和した魅力ある職場環境づくりに更なるお力添えをお願い申し上げます。

結びに、福島県社会保険労務士会のますますの発展と、会員の皆様の御健勝を心からお祈り申し上げ、お祝いの言葉といたします。

福島県副知事　畠　利行様

祝　　辞

福島県司法書士会
会長　小　針　藤　助

本日は、社会保険労務士制度創設50周年、誠におめでとうございます。心よりお祝いを申し上げます。司法書士会及び関係士業懇談会を代表して一言お祝いの言葉を申し上げます。

はじめに、本日制度創設50周年の良き日に、長年の社会保険労務士の制度発展に貢献された会員の皆様におかれましては、表彰の栄誉に浴されましたこと心よりお祝いを申し上げます。誠におめでとうございます。

社会保険労務士の業務は社会保険の手続きや就業規則・労使協定の作成などを通して労働者が安心して働くことができる職場環境の実現など、近年の社会状況からもより一層、重要性が増していると承知しております。

アメリカでは移民問題が大きな政治問題となって社会を揺るがしておりますが、つまるところ行きつくところは労働問題であり、目を足元に戻しますと、日本の国会では出入国管理法改正で与野党の激しい議論が起きております。大幅な規制緩和を行い多くの外国人労働者で人手不足を補おうとするものですが、一方では、現行制度での外国人研修生の自殺や失踪が多数に上っているとの報告もありました。法律が改正され外国人労働者が一気に増加した社会では外国人の社会保障や新たな労使紛争や民事紛争など我々士業を取り巻く環境も大きな変動を予感させます。

外国人労働者の増加は、ともに設置する認証紛争解決センターの運営にも影響があるかも知れません。

今、司法書士を取り巻く大きな課題として、「研修制度の改正」への対応や「所有者不明土地問題」と「相続登記促進策」があげられますが、法務省挙げての取り組みには司法書士の責務と考えて活動しているところです。

また、否応なしに求められる業務のIT・AI化への対応にも頭の痛いものがあります。

昨日行われた事業委託の開札において、法務省が所有者不明土地の利用の円滑化に関する特措法に基づいて実施する「公共事業用地の相続人調査事業」を関連団体である公共嘱託登記司法書士協会が受託する事となりましたが、利益度外視で全会員一丸となって取り組むべき課題となりました。

この様に、貴会が50年の節目を迎えた今、隣接法律専門職として共通の課題が数多くあります。

ともに国民のためにある資格者として、連携を図りながら諸般の課題に取り組んで行ければと考えております。貴会におかれましては、当会に対しましても引き続きご指導、ご鞭撻を心よりお願い申し上げます。

結びと致しまして、これからの50年、社会保険労務士制度のさらなる充実と貴会の今後ますますのご発展及び宍戸会長をはじめとする会員各位のご健勝とご多幸を心より祈念いたしまして、楚辞ではございますが祝辞とさせていただきます。

本日は誠におめでとうございます。

東北福島年金事務所長　根本武明様

祝　　辞

日本年金機構
理事長　水　島　藤一郎
（代読　東北福島年金事務所長　根本　武明）

本日は、「社会保険労務士制度創設50周年記念式典」が盛大に開催されますことに、心よりお慶び申し上げます。

記念式典の開催にあたりまして、一言、お祝いのご挨拶を申し上げます。

日頃より、福島県社会保険労務士会並びに会員の皆様には、公的年金制度の運営にあたり、格段のご理解とご協力を賜っておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

社会保険労務士制度は、複雑な労働・社会保険関係事務の適正な処理を担う専門家が必要とされたことから、昭和43年に創設され、今年で制度創設50周年を迎えることになりました。

この記念すべき50周年を迎えることができたのは、ご臨席の皆様をはじめとする関係者の方々のご尽力によるものであり、深く敬意を表します。

社会保険労務士の皆様には、社会保障の専門家として高い使命感のもと、各制度の健全な発展と企業やその従業員の皆様の福祉の向上にご尽力され、国民生活を支えておられます。

特に、当機構の主要業務である年金相談業務では、年金事務所における年金相談窓口並びに街角の年金相談センターの運営に格別のご協力を賜っており、重ねて御礼を申し上げます。

現在、街角の年金相談センター及びオフィスは全国で80か所ございますが、福島県におきましては、「福島年金相談センター」の運営を全国社会保険労務士会連合会に担っていただいております。

また、県内の年金事務所において、福島県社会保険労務士会へ年金相談窓口の運営業務の一部をお願いしているところでございます。

このように、機構の様々なチャネルにおける年金相談窓口の運営に当たりましては、連合会理事も務められている宍戸会長をはじめ、多くの社会保険労務士の皆様に格段のご協力・ご尽力をいただいており、この場をお借りして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

当機構の役割は、複雑化した年金制度を実務として、正確かつ公正に運営することであります。

そのために、お客様との接点である現場を中心とした組織体制を確立し、組織の中で意識改革を進め、お客様の立場に立って正しく確実に業務を行うことを徹底してまいります。

福島県社会保険労務士会並びに会員の皆様におかれましては、今後とも当機構の業務運営にご理解とご支援を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に、福島県社会保険労務士会の益々のご発展と会員の皆様のご活躍、また、ご臨席の皆様のご健勝を祈念いたしまして、お祝いのご挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございます。

祝　　辞

全国社会保険労務士会連合会
会長　大西健造

本日ここに、社会保険労務士制度創設50周年記念式典がこのように盛大に開催されますことを、心からお祝い申し上げます。

また、日頃は、宍戸会長並びに役員を始め会員の皆様方には、連合会の会務運営につきまして多大なご協力を賜り、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、私たち社労士の制度は、わが国の社会が戦後の復興期を経て、社会経済の発展とともに、特に中小企業における労務管理の近代化に伴う労務指導の必要性の高まりといった社会的な要請を背景に、諸先輩方の大変なご苦労により、昭和43年、世界にさきがけた労務管理及び労働社会保険諸法令に関する専門家の制度として誕生しました。

以来、今日に至るまで、諸先輩方が、社会保険労務士法第１条に掲げられた「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する」という制度の目的のもと、企業等の事業活動と国民の皆様の生活そのものに第一線で深く関わり、労務管理及び労働社会保険に関する唯一の国家資格者として、社労士の社会的使命を果たすための活動を展開し、８次にわたる法改正を経て、全国に４万２千名の会員を擁する制度にまで発展してまいりました。

今の時代に社労士として業務を行う私たちは、諸先輩方が築き上げてこられた歴史と伝統に誇りを持ち、社労士法の目的と精神を日々実践するとともに、社労士の将来を展望し、次代の社労士へバトンを渡す者として、更なる制度の発展と地位向上を実現していくための活動を引き続き強力に推進していく責任があります。

何よりも、社労士は人の心を大切にする士業です。近年の雇用情勢をみると、景気に明るい兆しがみえる一方で、中小企業における人手不足問題はますます深刻化しております。このような状況のなか、政府は長時間労働の抑制、育児・介護・病気の治療と就労の両立支援等多岐にわたる施策を掲げておりますが、事業主の方々は、これらへの対応が、従業員の働きやすさ、職場の生産性向上、そして企業発展に不可欠であると認識しつつも、とてもハードルが高いものと受け止めております。

今こそ、私たち社労士は、人事労務管理の専門家たる知見を活かし、経営者と従業員の皆様の心をつなぎ、安心していきいきと働ける職場づくりへの支援を行い、国民の皆様の心の支えとなるべきであると考えます。連合会といたしましても、50周年という大きな節目を迎えるにあたり、今一度、社労士制度の目的に立ち返り、この先も決して揺るぐことなく、会員の皆様と同じ認識を共有し続けるという思いのもと、社労士業務を通じて、人の「心」に寄り添い、「人を大切にする企業」づくりを支援し、ひいては「人を大切にする社会」の実現が図られるよう、事業を展開してまいります。

連合会、都道府県会と会員の皆様が一丸となり、社労士制度の飛躍的な発展を実現できますよう、福島県社会保険労務士会と会員の皆様には誇りとともに夢と希望をもってご活躍されますことを心から祈念し、ご挨拶とさせていただきます。

写真で見る 社会保険労務士制度創設50周年記念事業

【記念講演会】13：30～15：00　福島テルサ

入口立看板

主催者あいさつ
宍戸会長

尾木ママが客席からの
サプライズ入場

基調講演　人を育てる
～「福島」で生きる
　子どもたちへのメッセージ～
講師：教育評論家
　　法政大学特任教授
　　尾木直樹氏（尾木ママ）

【記念式典】15：30～17：00　サンパレス福島

ご来賓

来賓控室での呈茶席

労働局長感謝状

謝辞：星功元会長（森戸局長・大西連合会長）

日本年金機構から感謝状授与

祝辞：
木幡浩福島市長

労働局長感謝状
受賞者記念撮影
（過去の歴代会長）
左から：金子昌明顧問、
星功元会長、森戸労働局長
宍戸会長、鈴木健夫顧問

【レセプション】17：15～20：00　サンパレス福島

Welcome演奏：FTVジュニアオーケストラ

乾杯：北海道・東北地域協議会葛西一美会長

祝辞：
増子参議院議員

綾音による
長唄と舞

祝辞：
佐藤金正川俣町長

講演会・式典・レセプション・余興次第等

社会保険労務士制度創設50周年
記念レセプション次第

一、開会の辞
福島県社会保険労務士会副会長　冨田力也
二、会長挨拶
福島県社会保険労務士会会長　宍戸宏行
三、乾杯
全国社会保険労務士会連合会北海道・東北地域協議会
会長　慈西一美様
四、祝辞
衆議院議員　金子恵美様
参議院議員　増子輝彦様
川俣町長　佐藤金正様
全国健康保険協会福島支部長　齋藤博典様
若松謙維様
瓜生信一郎様
五、来賓紹介
六、余興　綾音～Ayane～
七、抽選会
八、閉会の辞
福島県社会保険労務士会副会長　大橋隆一

招待者ご芳名
（順不同）
厚生労働大臣
衆議院議員　根本匠様
福島労働局長　森戸和美様
福島県知事　内堀雅雄様
衆議院議員　玄葉光一郎様
衆議院議員　吉野正芳様
衆議院議員　亀岡偉民様
衆議院議員　宮家邦彦様
衆議院議員　小熊慎司様
衆議院議員　金子恵美様
参議院議員　増子輝彦様
参議院議員　若松謙維様
衆議院議員　森雅子様
衆議院議員　岩本剛人様
衆議院議員　瓜生信一郎様

社労士 50th
社会保険労務士制度創設50周年
記念レセプション
とき　11月20日(火) 17:15～20:00
ところ　サンパレス福島「イン・ザ・スタイル」
福島市上町4-25
『人を大切にする企業づくり』
福島県社会保険労務士会

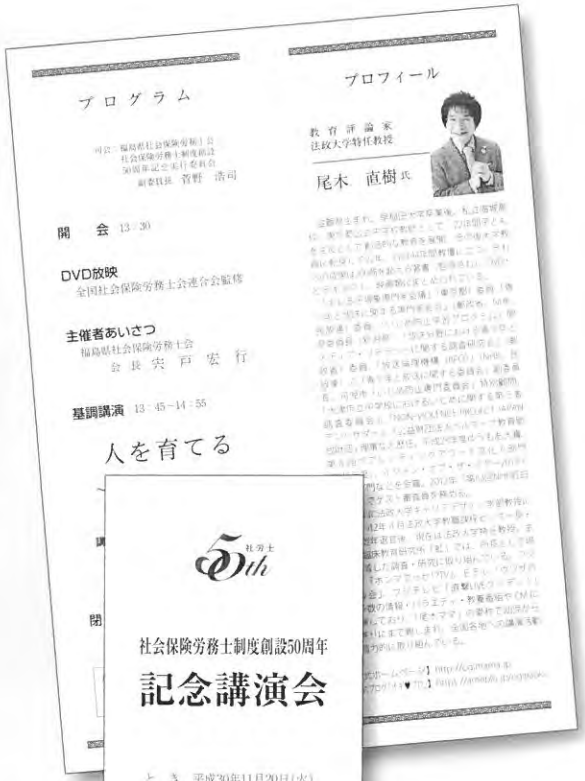
プログラム
司会：福島県社会保険労務士会
社会保険労務士制度創設
50周年記念実行委員会
副委員長　菅野浩司
開会　13：30
DVD放映
全国社会保険労務士会連合会監修
主催者あいさつ
福島県社会保険労務士会
会長　宍戸宏行
基調講演　13：45～14：55
人を育てる
プロフィール
教育評論家
法政大学特任教授
尾木直樹氏

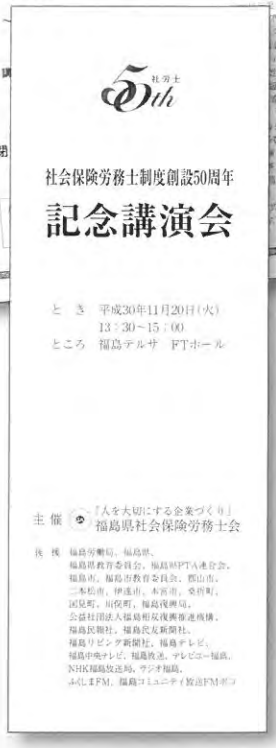
社労士 50th
社会保険労務士制度創設50周年
記念講演会
とき　平成30年11月20日(火)
13：30～15：00
ところ　福島テルサ　FTホール
主催　『人を大切にする企業づくり』
福島県社会保険労務士会
後援　福島労働局、福島県、
福島県教育委員会、福島県PTA連合会、
福島市、福島市教育委員会、郡山市、
二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、
国見町、川俣町、福島夜間局、
公益社団法人福島相双復興推進機構、
福島民報社、福島民友新聞社、
福島テレビ新聞社、福島テレビ、
福島中央テレビ、福島放送、テレビユー福島、
NHK福島放送局、サンミ福島、
ふくしまFM、福島コミュニティ放送FM ボコ

社会保険労務士制度創設50周年
記念式典次第
一、開式の辞
二、式辞
福島県社会保険労務士会
会長　宍戸宏行
三、表彰
福島労働局長感謝状
全国社会保険労務士会連合会会長表彰
功労者表彰
50周年記念表彰
四、代表謝辞
五、来賓祝辞
六、来賓紹介
七、祝電披露
八、閉式の辞

招待者ご芳名
（順不同）
福島労働局長　森戸和美様
福島県知事　内堀雅雄様
福島市長　木幡浩様
日本年金機構東北地域年金事務所長　根本武明様
全国健康保険協会福島支部長　齋藤博典様
福島県社会保険労務士会副会長　澤井功様
福島県社会保険労務士会会長　小針藤助様
耐野晴郎様
橋本豊彦様
金沢和明様
根本久男様
高橋雅行様
石河弘宏様
鈴木仁様
森洋一様
河田卓司様
柳山宏様
新田良一様
大西健造様
慈西一美様

表彰者名簿
福島労働局長感謝状
全国社会保険労務士会連合会会長表彰
功労者表彰
50周年記念表彰
感謝状
日本年金機構理事長感謝状
福島県社会保険労務士会

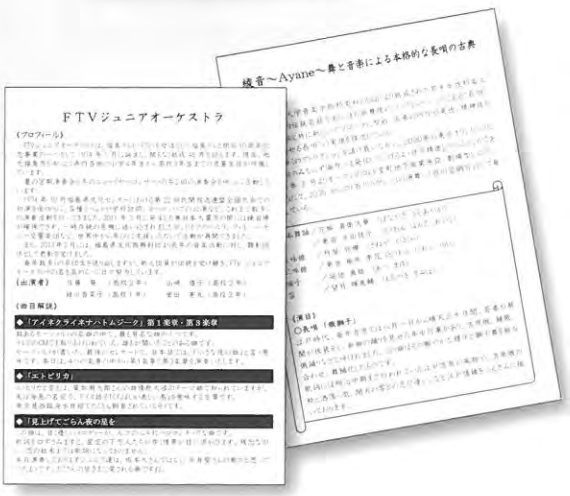
FTVジュニアオーケストラ
（プロフィール）
（曲目解説）
◆「アイネクライネナハトムジーク」第1楽章・第3楽章
◆「エトピリカ」
◆「見上げてごらん夜の星を」
綾音～Ayane～奏と音楽による本格的な長唄の古典
（演目）
○長唄（敷物子）

連合会の50周年記念事業について

鈴　木　健　夫（福島支部）

全国社会保険労務士会連合会の社労士制度創設50周年記念式典は、昨年（平成30年）12月５日午後好天の下、東京国際フォーラムで、会場がいっぱいになる大勢の会員（同フォーラムの収容5,000名）が出席し、天皇・皇后両陛下のご臨席を賜わり、厳かにとり行われた。

式典は、開会に先だち全員が起立し、東京消防庁の音楽隊による「ふるさと」演奏のなか、大西会長のお出迎えで両陛下が入場され舞台中央にご着席の後、式次第により約１時間弱式典がとり行われた。

式典は「君が代」斉唱の後大西会長の式辞に続いて表彰が行われ、その後ご列席を頂いた安倍晋三内閣総理大臣（代理 菅 義偉内閣官房長官）、大島理森衆議院議長、伊達忠一参議院議長、大谷直人最高裁判所長官、根本匠厚生労働大臣（代理 高階恵美子厚生労働副大臣）から、社労士がこれまで果してきた役割・業績及び社労士の今後の活動に対し、祝意と期待をそれぞれを代表して祝辞が述べられた。式典は２時すぎ滞りなく終了、両陛下がご退席されました。

社労士制度創設50周年という大きな節目にあたり、天皇・皇后両陛下には公務ご多忙のなかご臨席を賜わり、又ご出席をいただいた内閣総理大臣をはじめ、三権の長である衆参両院議長、最高裁長官及び厚生労働大臣から丁重な祝辞を頂いた。これは我々にとって大変意義深く、名誉であり、また責任の大きさを痛感すると共に身のひきしまる思いをしました。

当日の式典に先立つ講演会では、大槻哲也最高顧問が「50年の感謝～源流から大河へ」と題し、社労士制度創設の経緯、これまでの社労士制度の拡充と発展の契機となった主要な法改正、運動について詳しく述べられた。

50年の歩みをふまえ、社労士会の今後の事業の目標は何か、これは50周年の重要な事業と思い、関心をもっていましたが、会長が開会式で僅かにふれたほかは明確には示されていなかったように思いました。しかし、式典後続いて行われたシンポジウムは「日本の未来づくりと社労士の役割～人を大切にする社会づくりを目ざして」で、パンフには「人を大切にする企業づくり」を通じて、とありました。この「人を大切にする企業づくり」が、これからの事業目標であることがわかりました。パネラーは諏訪康雄氏（法政大名誉教授）、谷田千里氏（㈱タニタ代表取締役）、大西会長等６氏で２時間強議論が交わされ、「人を大切にする企業づくり」を大テーマに「働き方の構造的変化と社労士の役割」等について熱心に議論されたように思います。

月刊社労士によるとこの「人を大切に……」は９月の理事会に報告、大野正美氏（東京会）が月刊社労士（18年11・12月号）で実務解説を行い、連合会の研修システム新講座にもアップされていました。氏の解説によれば「働き方改革」による「働き易い職場環境の実現」は、ワークライフバランスの取り組みとコンプライアンスの両面が必要で、長時間労働やハラスメント等の法令遵守の徹底と地震災害や新型インフレ対策、反社会勢力への対策、労災事故への上乗

せ保険の付与等、働くことに関わるこれらのリスク管理の強化により「働き易い職場環境の改善」が図られ、「働く人を大切にする企業づくり」になると述べています。

一昨昨年、月刊社労士（2016. 4）に著明な経営学者で第一線で活躍されている守島基博氏（一橋大商学研究科教授）が「人事改革と社労士の役割」と題し寄稿された。その中で「現在の日本の企業は人材マネジメントでたくさんの課題を抱えている。特に人手不足、人材不足が進む中、優秀な人材をどう繋ぎ止め活躍してもらうか、急速に経営環境が変化する中、新たなビジネスや戦略を担う人材をどう確保するか、必要な人材を外部から採用の際、年功的賃金との折り合い、優秀な女性にどうキャリアを続けて管理職に昇進してもらうか等々の課題に対し、業務に追われ何をしてよいかわからぬ人事部や経営者が多い。

今必要なのは、こうした経営課題解決のための人材マネジメントの変革である。そのため社労士は、経営の意思を受け働く人に配慮し乍ら、必要な改革を実行に移すための重要な役割が期待されている。勿論、そのため単に制度や法律の知識だけでなく、人材マネジメント全体のアドバイスを経営的視点から行えるスキルと能力を磨くことが必要だ、今こそ社労士という日本が誇る専門家集団が活躍できる時代なのである……」そして『いま多くの企業が直面している人事課題は直接経営に影響する面が多く、かつ処遇制度の改善や新たな研修プログラムの導入等の部分改革では到底解決できず、総合的打つ手が必要であり、又解決のためには人材マネジメント全体の総合的変革が必要なのだ』と述べ、社労士に大きな期待を寄せられた。

これからは、人口増と大量生産モデルから革新的イノベイティブな製品やサービスを提供し、高付加価値型企業へ移行し生産性を上げる。働き方も自ら持ち場をしっかりこなしつつ想像性、知恵、創意性を発揮し自発的な仕事をする、こうした転換が必須の時代だといわれる。今度連合会は「人を大切にする企業づくり」を掲げた。「解説」のような中身とすれば、基本的には今までと変わらないように思う。今後、経済社会は急速に変化し、「働き方」も現場から管理層にまで創意性や知恵が大幅に求められるようになる。

我々が行っている手続きや事務は労働諸法令にもとづくコンプライアンス、賃金や評価制度、研修やキャリア形成等で守島氏が言う人材マネジメントからみれば部分的な範囲である人口減少と中小企業事業所の減少、働き方等経営環境の変化の中で『人を大切にする企業づくり』をどうつくり上げていくか、今の部分的人事労務管理でできるのか、働き甲斐やモチベーションを高め、イノベーションを興す人材マネジメントへ、守島提言のように広げるべきなのか、今問われているのではないかと思いました。

連合会主催の社会保険労務士制度創設50周年記念式典に参加して

藤井　薫（いわき支部）

平成30年12月５日、東京国際フォーラムにおいて、同式典が執り行われました。

私は式典に参加いたしましたので、レポートおよび若干の感想を述べたいと思います。

社労士制度創設50周年、これは社会保険労務士法が昭和43年に施行されたことによるものです。そこで昭和43年はどんな年だったのか、ヤフーでググってみました。主な出来事として、①「ボンカレー」発売、②「霞が関ビルディング」完成、③川端康成ノーベル文学賞受賞、⑤巨人が４年連続日本一達成、⑥大鵬が２場所連続優勝、がありました。当時は高度経済成長の絶頂期、めざましく発達した日本の技術や日本人の活躍が世間を沸かせた年でした。

そのような時代、労働者の賃金･地位の向上、福利厚生の充実に伴い、中小企業の諸手続の負担軽減や、適切な労務管理に資するべく、社労士法が制定されたのだと推測します。同法はその後８次にわたる改正を経て現在に至っており、まさに先人のご尽力により、我々社労士の地位は着実に向上していると言えます。

では、次に式典当日の様子について。

会場は東京国際フォーラムのホールＡ。座席数が5,012席もある大ホールです。ほとんどがおじさんの中、女性もわずかにいました。和服姿が目につきました。厳かな雰囲気が漂い、徐々に高揚してきました。

オープニングアトラクションとして三味線と唄の演奏が始まりました。とても粋な演出でした。その後、本番です。連合会の大西会長のご挨拶、大槻最高顧問の記念講演があり、社労士制度50年の歩みが詳しく示されました。

続いて、連合会役員の他、三権の長と厚生労働大臣またはその代理の方がご登壇されました。にわかにVIP感が高まってきました。そして、ついに「その瞬間」がやってきました。天皇皇后両陛下のお出ましです！出席者全員が立ち上がり、拍手でお迎えします。両陛下がゆっくりとステージ中央のお席に着かれます。両陛下とも洋装です。皇后様はいつもながら上品なグレーのお召し物です。私は思わず涙ぐんでしまいました。それほど感激しました！

その後、大西会長のご挨拶、ご来賓のご祝辞、功労社労士表彰と続き、式典自体は意外と短時間で終了しました。その後のシンポジウムには都合により出席できず、そこで会場を後にしました。

この式典に参加して本当によかったと思います。これほど気分が高揚し、その後の仕事への意気込みを感じたのは久しぶりでした。

折しも今、「働き方改革」が盛んに論議されています。我々社労士が、「人を大切にする企業」、「人を大切にする社会」のために貢献できる絶好の機会です。さらには社会保障制度も今後大きく改革されることでしょう。

今から10年後に創設60周年を迎える頃には、我々社労士は更に大きな存在となりたいものです。私も微力ながら、その一翼を担うべく業務に邁進していきたいと思います。

第２回研修会（10月17日）を受講して

高　橋　淳　也（福島支部）

2018年10月17日、ホテル福島グリーンパレスにおいて行われた、第２回研修会を受講しました。研修会においては、現場の最前線で日々活躍されている先生方から、一つでも多くのことを学び、今後の自らの糧にしていきたいとの思いを持って聴講しました。

講師：島田陽一氏

初めは、早稲田大学・島田陽一先生による、「勤務医と労働時間法制」をテーマとする講義でした。

2018年に「働き方改革関連法」が成立し、時間外労働の上限規制が導入されました。勤務医も労働者である以上、労働時間の規制の必要性はあるものの、勤務医の特殊性を考慮して労働時間の規制を捉えていく必要があるとのことです。例えば、医師法において「診療に従事する医師は、診療治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」とする応召義務があり、この応召義務等を踏まえた上で勤務医の長時間労働について検討する必要があるとの解説がありました。

都市部に比べて高齢者が多く、また、交通網が発達しているとはいえない私たち地方の者にとっては、特に夜間や休日の急患診療の確保を考えると、勤務医の長時間労働への対応は喫緊の課題であると感じました。

次に、東京都社会保険労務士会・熊谷祐子先生より、「介護業における労務管理、処遇改善加算及び助成金」をテーマとした講義をいただきました。

講義においては、「予定されていた訪問介護がキャンセルになったときの、休業手当の支払いをどうするのか」や「急な退職者が出た場合でも、介護保険法の人員配置基準は守らなければならない」など、介護現場特有の留意点があることを学びました。また熊谷先生は、実母の介護のご経験やご自身で社会福祉法人勤務のご経験をお持ちで、一つ一つの言葉から、「いつか自分も誰かのお世話になるときが来る。介護の現場に受け入れられ、現場に寄り添った相談者になることが大切である」との思いが伝わってきました。

人に寄り添う立場である社会保険労務士として、その相手が経営者か労働者か誰であるかを問わず、常に人の心や気持ちに思いを馳せられる存在でありたいと思いました。

講師：熊谷祐子氏

労働時間の管理を含む労務管理の重要性が日々高まっている一方、昨今ではそれに応じるマニュアルやひな形等をさほど労せずとも入手することができます。しかし、勤務医や介護の現場がそうであるように、労務管理は画一的・定型的なものでなく、職種や地域・社会的背景が違えば、求められる対応も異なってくるものと考えます。

このたびの研修を受講して、実務上の課題や対応を学んだのと同時に、決して一方的ではなく、常に現場を意識し、現場に寄り添える専門家でありたいとの思いを強くしました。

平成30年度倫理研修を受講して

三　瓶　利　博（郡山支部）

平成29年に社会保険労務士登録後、初めての倫理研修を受講しまして、あらためまして研修会の企画運営に携わった事務局の皆様に深く御礼申し上げます。

さて、私は社会人になって以降、学生時代に学問として履修した「倫理学」とは違った視点で、企業倫理の保持、法令遵守、いわゆるコンプライアンスの実践に努めてまいりましたが、開業後の自分の業務のあり方を考える上で、社会保険労務士の倫理とはいかなるものかを学ぶ良い機会となりました。

今回の研修で特に印象に残ったのは、分かれて行ったグループ討議でした。討議では「説明責任」と「宣伝のあり方」に関する問題について討議を行いましたが、消費者保護にかかる法令の整備と情報インフラの充実などによる社会情勢の変化に社会保険労務士がついていくことが課題と感じました。

社会保険労務士は労働社会保険の専門家ですから、依頼者に比べ情報の量・質に大きな格差があり、社会保険労務士が優位な立場にあります。その地位を利用した悪質な契約は論外ですが、社会保険労務士ならば一般的であることが、情報不足ゆえに依頼者には不当に感じられてしまうことも多々あると認識すべきでしょう。

そういった情報格差がもたらす弊害を取り除くのは、受託者である社会保険労務士の責任、業務の一環でありますので、懇切丁寧な説明に努めてまいりたいと思います

近年では、情報インフラの高度化に伴い、インターネットでのクライアント募集も目立ち、簡便な方法でわかりやすく情報提供を行っている社会保険労務士も数多くおり、国の労働社会保険行政や、事業者の労働社会保険関係事務の適正化に貢献しているものと思います。

しかしながら、その運用は対面でのそれとは違ったリスクを常に抱えていることも十分認識しておくことが重要であると感じました。

最後に、助成金に関する所見を述べさせていただきます。

助成金の獲得それ自体を目的にした事業者をサポートする社会保険労務士（あるいは団体）も数多く存在しますが、事業者は経済合理的に行動するので、それ自体は非難されるべきものではないと思います。

そこで社会保険労務士は、助成金を獲得するためにせっかく整備した社内態勢に魂をこめるサポートを積極的にすべきと考えます。このような活動を通じて、企業の発展に貢献できる社会保険労務士でありたいと思っています。

今般の研修の内容を深く胸に刻み、社会保険労務士倫理綱領に定める崇高な理念に基づき、その義務と責任を実践していくために、今後とも職業倫理の保持と社会環境に関する知識の継続的な習得に努めてまいります。

ワークルールセミナーを実施して

吉　田　　守（会津支部）

澄み切った秋空の下、会津工業高校の校門を潜ると擦れ違う生徒達より「こんにちは」と多くの元気な挨拶が有りました。その顔には、今、まさに羽ばたこうとする若鷹の活気が満ち満ちていました。同校は、文武両道・至誠勤労の精神の基、「生きる力の育成」を図り、「社会に貢献できる人材の育成」をスローガンに、「学習意欲」、「職業観」、「社会性」の３つの育成目標と「地域との連携推進」の目標により教育が実施されています。

当社労士会の社会貢献事業として開催される高等学校に対する「就職支援及び社会保障制度」に関するワークルールセミナーに対する期待感は、多忙な日々を頑張っている教師との事前打合せ時にも十分に感じました。打合せ時期は、会工祭（文化祭）の直前で、校舎内外においてエキサイティングな創作活動が、他方、グラウンドではサッカー部活動、体育館ではバスケットボール部活動等が熱心に行われ、その熱気は、学校全体が一丸となり目標に駈けていく様に感じました。

セミナー開催は、会工祭も終えた静かな晩秋の日で、卒業予定の３年生全員（230人）が、就職者と進学者が一緒に体育館において実施されました。今年は、公選法改正に伴う「18歳からの選挙権」説明が前段の30分間に於いて福島民報社より行われました。休憩後、当会のセミナーをレジュメに沿って60分間実施しました。説明資料は、当会作成資料「ワークルールセミナー」と、全国社労士会連合会作成冊子「知っておきたい働くときの基礎知識」を併用しました。セミナーの目的は、社会人の心構え、企業の求める秩序と就労時の労働法規や制度を理解し安心して社会生活をスタートし、前向きに働く事が出来るように確かな知識を培養する事としています。その目的に沿い、具体的には、

1　仕事への理解と心がけ
- 学校と会社の違い
- 働くということ
- 会社の求める人間像

2　働くときのルールについて
- 労働に対する給料と給与明細書
- 職場のトラブル
- 病気や怪我での保障

3　社会保障制度について
- 社会保障、雇用保険

について説明しました。選挙説明とセミナーに所要する総時間は約２時間に達し、生徒達も相当に集中力を欠く事が想定された為、生徒２名にご協力を頂き、質疑形式も取り入れて進行しセミナーは無事終了しました。

セミナーの内容は、生徒達にとっては、初めて聞く言葉や内容で戸惑いがあったと思いましたが、これから直面する世界に類を見ない急激な労働人口減少と高齢化、激変する就労環境の時代に必ず役立つと信じます。更には、これを基礎に素晴らしい社会人として成長し、幸せな未来社会を築き上げて行くことを期待したいと思います。

リレー随想

サンワの飛行機・ニワの扇風機

渡　邊　康　志（福島支部）

佐久間哲会員から「リレー随想」の寄稿を頼まれ、受けてしまいました。佐久間会員は、書店で、値段のついている「小説」から「実用書」を数冊書かれています。それに福島支部の会報に、以前「奈津子の事件簿」という短編を寄稿されていました。

小生と言えば、小学校の頃から、ほとんど書いていない。先生が黒板に書いたものを、「さあ、そろそろ書こうかな」と思い、３分の１くらい写したところで、非情にも先生は、黒板消で消してしまう。そんなことで、ますます書かなくなり、ノート代と鉛筆代がほとんど掛からない子供だった。ところが、高校１年の時、ラブレターを書きたいなと思う女子が現れた。数日間、文面を考えて、考えて、結局、切手を貼って出したものは箇条書きになってしまった。当然、返事なんてなかった。それに、以前は自然に話せた相手なのに、話さえできなくなってしまった。「ものを書くのは、恐ろしいこと」とインプットされてしまった。

佐久間会員がバトンを渡した相手は「作文恐怖症患者」かもしれない。でも、頑張る。

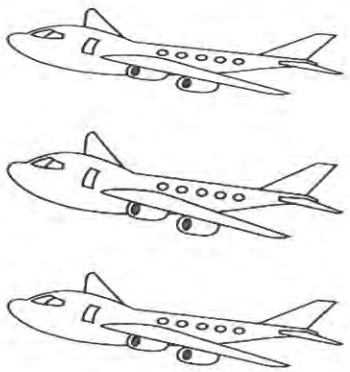

サンワの飛行機

NHKラジオの子供科学相談室での小学２年の男の子からの質問。

「鳥はハネがあるからイチワ・ニワって数えると思うんだけど、昆虫はハネがあるのに、どうしてイチワ・ニワって数えないの？飛行機はハネがあるのにイチワ・ニワって言わないよね？扇風機もハネがあるけど、どうしてイチワ・ニワって数えないの？」

「電気屋さんで扇風機イチワ買ってきて」――可笑しくて笑っちゃいます。でも、この表現は間違っています。そして、問題は、この小学生の持っている自由な独特な発想は、年を重ねると少なくなることです。

いろいろな意見はあるでしょうが、日本の１人当たりのGDPや労働生産性の国際順位は90年代から今まで下がりっぱなしです。（日本の数値が上がっても、よその国はもっと上がっています。）

以前（大量生産時代）は、金太郎飴みたいな人たちが多いほうが、優位を保てたと思いますが、21世紀は、高齢化が進んでいるにも拘らず、自由な独特の発想をする人の数を増やすような社会を作らないといけないのです。自然科学では、日本人のノーベル賞受賞者全員が、海外の研究所で学んでいます。また、日本の起業率は極めて低いと言われています。

ところが「こうしないといけないよ。こうしなさい。」ということを今まで以上に耳にします。

「失敗の原因は、成功体験」とよく言われます。「失敗は成功の元」もよく言われます。今どっち?

最近は、パソコンの画面でひどく疲れる。書くのも、打つのもダメってことで、もう辞めます。

（次回のリレー随想は、福島支部の渡部俊秀会員にお願いしました。）

「情報・一番」

連合会大西会長との意見交換会に出席して

大　内　由　紀（郡山支部）

去る９月22日、会津ワシントンホテルで行われました大西連合会会長との意見交換会に参加させていただきました。郡山支部からは４名、会津支部からは４名の会員が出席しました。大西連合会会長と直接お話しをできる機会はそうないことですので、大変緊張しつつも光栄な気持ちで臨みました。

大西会長からは、まず現在の社労士を取り巻く現在の環境や、連合会が重点的に取り組んでいる課題について、また、手続き業務の電子化推進の必要性や働き方改革を推進していく上での社労士の関与の重要性等のお話しがありました。また、昨今のテクノロジーの進歩により手続き業務の需要が低下していくことが見込まれる中において、社労士が携わっている中小企業の労務管理は置き換わらない仕事として今後も重要性が増していくこと、そのためには日ごろの研鑽と独自の強みを持っておくことが重要とのお話がありました。

意見交換会では、会員からの率直な意見や日々の業務での悩み、連合会に対しての質問等がされましたが、すべての意見や質問に耳を傾け、穏やかな関西弁で丁寧にお答えいただいたことが印象的でした。また、その中で会長ご自身のご経験からの個人的な意見もお聞かせ頂くこともできました。私は、現在自身が行っている年金相談業務における現場の悩み、年金相談員に対する研修制度をもっと充実させてほしいことや、何よりこれから年金相談業務に携わってみたいと考える会員がもっと増えるためにどうしたらよいかについて意見を申し上げ、現状の取り組みをお聞きしました。会長からは、日本年金機構とのやりとりの状況や、連合会が年金に携わる社労士について課題と考えていることについて具体的にお話しを頂き、とてもうれしく、今後の自身の業務の励みになりました。

また、連合会が日頃どのような取り組みや活動を行われているかについても、恥ずかしながらきちんと理解していない部分が多かったのですが、今回連合会で行われている取り組みを具体的に知ることができ、連合会のバックアップがあって私たち社労士一人一人が日頃の業務を遂行することができているのだなと心強くも感じることができました。

最後に、このようなすばらしい機会を設けていただいた大西会長をはじめ、関係者の皆様方に感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

後列左から
大山連合会専務理事、竹俣志保、大内由紀、湯田清一、後藤烈史
前列左から
新田太郎、御代田裕介、大西連合会長、二瓶優子、渡部翔太（敬称略）

(一社)社労士成年後見センター福島の3年間の歩み
―社労士と成年後見制度との関わりを交えて―

(一社) 社労士成年後見センター福島
郡山地区担当理事　木　村　智　彦

1　「成年後見事業に関する意識調査」への回答とその後のセンター活動の展開

平成26年９月県会実施の意識調査に、次の通り回答させていただきました。

「成年後見は、その一つひとつが人生ドラマであり、被後見人一人ひとりの人生と日々向かい合うことが求められる、と感じてきましたが、今回の成年後見人養成研修受講によりその思いをさらに強くしました。施設入所、不動産の処分、生活保護、認知症など心と体の健康、多重債務問題等多くの解決すべき問題が存在する以上、軽々にセンター設立に賛同し、積極的に成年後見人活動に参加しますとは言えないのではないか、ここは熟慮の期間が必要ではありませんか」と、回答をさせていただきましたが、そのような自問自答を繰り返している間もなく、県会成年後見事業特別委員を拝命し、家裁や県内各市役所回りの先陣を務めることとなりました。

その間、県会会員の皆様から多くのご意見を頂戴しましたが、成年後見事業への参加は社労士業務に支障を来す、社労士が手掛ける仕事ではない、活動に見合った報酬が期待できない、ボランティア精神もほどほどにしたらどうか、といった、どちらかといえば否定的な、批判的なご意見を多くいただいたように思います。しかし、先行する司法書士、社会福祉士、行政書士、さらには税の専門家を自負する税理士までもが全国組織を立ち上げ、成年後見事業に積極参入している中、これから社労士登録をして私どもの後に続こうとする社労士たちの職域の拡大のためにも必要な活動ではないのか、そのためにも受任件数の積み上げこそが認知度向上の近道ではないかと考え、菅沼理事長のご指導のもと、事務局の真船あい理事、福島地区担当理事の中島理事、いわき地区担当理事の中目理事、会津地区担当理事の真船茂理事、相馬地区担当理事の草野正智理事はじめ各役員・監事の皆様のご助言、お力添えをいただきながら、社労士成年後見センターの基礎・基盤の確立のため、センター会員の皆さまとともに、コツコツと地道に実績を積み重ねてまいりました。

2　社労士が成年後見制度とかかわることにより得られるもの

多くの県会会員、特に若手の方々に社労士成年後見センターの活動や成年後見業務に関心を示していただくために、折に触れてお話させていだいている内容を、（釈迦に説法でしょうが）あらためて文章としてまとめさせていただきます。

(1)　倫理観の醸成・向上

専門士業が社会から認知される二つの必須条件の一つは専門的な知識と技術・技能が秀でていることであり、もう一つの条件は高い倫理観を有していることであるといわれております。成年後見人としての日々の活動は、倫理観の向上ための実践の場となります。

(2)　社労士の社会的地位向上と知名度のアップ、ひいては職域の拡大につながります。

被後見人入所施設を訪問し、施設責任者や担当職員と面談していますと、勤怠管理や労働時間等職員の働き方の見直し等についても質問を受けることがあります。今後の受任件数の拡大にともない、社労士の知名度の一層の向上と職域の拡大につながるものと確信しています。

(3)　法律関連士業としてリーガルマインドの涵養に一段の効果が期待されます。また、高齢化社会の中で、社会保険の専門家である社労士が成年後見業務に取り組むことは、時代の要請に応えることであり、社会的使命を果たすことでもあります。郡山市の担当者からは、今後市長申立て案件の増加が見込まれるが、社労士センターは積極的に対応していただけるか、との質問を受けておりますが、これは私どもの存在感が増してきていることの表れと感じています。

(4)　何より社労士としての視点のみならず生活者としての視点を持つ私どもには、人事制度の導入や人材の確保といった事業所の課題や社会保険制度や社会福祉制度の問題への対応とともに、顧問先・関与先事業主の高齢化への対応も必要になってきています。成年後見業務を通じて高齢社会の実態・現実を見聞することにより、社会保障制度、福祉制度の施策の現場を知るという自己研鑽の場となり、このことが、ひいては事業所、事業主への適切・正確な助言指導を可能とします。

3　成年後見人養成研修やセンター活動への参加呼びかけ

平成30年度成年後見人養成研修開催に際して、研修担当の中島理事がお書きになりました研修案内文書の一部をここに再掲載して、研修およびセンター活動へのご参加を呼びかけたいと思います。

…平成28年３月12日社労士成年後見センター福島の設立総会を行い、団体設立となって約３年が経過しました。平成30年２月には法人化となり「一般社団法人社労士成年後見センター福島」として体制を充実させ、再スタートをしました。当センター年度運営方針に「養成研修会を開催し、成年後見人等候補者を増やす」ことを掲げております。社労士が成年後見人として活躍する場を拡大していくため、積極的に受講いただきたく存じます。…

（参考）

現在の会員数（名簿登載者数）福島３、郡山６、会津４、いわき６、相馬１、計20人。

現在の社労士センター受任総件数20件（被後見人死亡にともなう後見終了件数を含む。）

設立総会にてご挨拶される菅沼理事長

社労士成年後見センター福島設立総会の模様

新入会員紹介

1．氏名　2．住所　3．入会年月日　4．登録区分（開業・勤務等）　5．開業事務所名又は勤務先名
6．関係資格・特技など　7．趣味・スポーツ　8．社労士を目指した理由、抱負など

1．村山友英（むらやま ともえ）
2．福島市北五老内町３－21　桑原ビル２Ｆ
3．平成30年９月１日
4．勤務
5．むらやま労務管理事務所
7．音楽鑑賞
8．諸先輩方のご指導をいただきながら、日々勉強していきたいと思います。よろしくお願い致します。

1．熊谷輝明（くまがい てるあき）
2．須賀川市江持字西屋敷106
3．平成30年９月15日
4．開業
5．熊谷輝明社会保険労務士事務所
7．趣味：ものまね
スポーツ：サッカー審判（２級審判員）
8．勤めていた会社を辞めたいとある方へ相談したのが始まりです。そのときに社労士の仕事、魅力などを教えていただき、私も目指してみようと思ったのが始まりでした。
全然違う職種で合格するまで時間がかかりましたけど、このピッチに立てている今、当時のことはいい思い出になっております。まだまだ、経験も少なくわからないことも多いので、県の研修会や支部会などに積極的に参加していきたいです。

1．塩田徳雄（しおた とくお）
2．いわき市常磐松が台２
3．平成30年10月１日
4．勤務等
6．給与計算実務能力検定１級
7．読書
8．仕事を退職してアルバイトをしていたとき、同じ職場に昼はアルバイトをしながら夜は国家資格を取るための勉強をしている人がいて、その人から「塩田さんも何か資格を取ったら」と言われたのがきっかけでした。もう歳だから、今さら遅いと思っていたのですが、何か人の役に立つような資格を取りたいと思い、社労士の資格を目指しました。実務経験が全くないため未熟ですが先輩方にご指導をいただきながら頑張りたいと思っています。

1．板垣茂樹（いたがき しげき）
2．福島市永井川字松木下73－2
3．平成30年10月1日

1．三瓶　正（さんぺい まさし）
2．郡山市朝日三丁目4番14号
3．平成30年10月1日
4．開　業
5．アルマ社会保険労務士事務所
6．弁護士
7．歌舞伎を見ること。こどもとあそぶこと。神社めぐり。震災後中断していたゴルフを再開しました。
8．私は平成18年10月に弁護士登録をし、平成21年4月より独立し、郡山市朝日に事務所があります（弁護士法人アルマ）。

弁護士としてのメインの仕事の柱は大きく二つあります。人身傷害の被害者側と企業法務（労働問題等）です。人身傷害といいますのは、具体的には交通事故や労災の被害者の立場で活動をしております。企業法務においては、労働問題、労務管理に力を入れています。

社労士としての業務は労災の申請（企業側でしてくれないとき）や就業規則の提出等がごくまれにあるという程度です。弁護士と社労士の仕事は全く違うように見えますが、分野としては重なるものもあります。将来的には、両者をつないでいくような業際的な分野を扱うこともできればと漠然と考えております。

今後とも先生方のご指導の程、よろしくお願い申し上げます。

1．白田孝之（しらた たかゆき）
2．岩瀬郡鏡石町諏訪町380－4
3．平成30年12月1日
4．勤務
5．株式会社サロンジェ
7．広島東洋カープ応援（ファン歴40年超）
8．50歳となり、これまでこなしてきた仕事の証として、これからの人生の道標として資格取得いたしました。

社労士として精進いたしますので、ご指導の程よろしくお願いします。

1．村上裕理（むらかみ ゆり）
2．郡山市菜根一丁目２番１号
　サーパス菜根一丁目1203号
3．平成30年12月１日
4．勤務
5．株式会社コンピューターシステムハウス
6．日商簿記１級、情報セキュリティマネジメント
7．筋トレ（初心者レベルです）
8．企業の経理担当としてスタートしましたが、労務関係の手続きや給与計算等もやらせていただく中、やりがいを感じるようになりました。労務関係の専門職として生涯現役で働きたいと思い、社労士を目指した次第です。まだまだ未熟者ですので、諸先輩方のご指導を賜り、研修等には進んで参加し、学ばせていただきたく思います。どうぞよろしくお願いいたします。

1．佐藤健児（さとう けんじ）
2．会津若松市滝沢町７番９号
　シティMこくぶん203号
3．平成30年12月１日
4．勤務
5．会津若松ザベリオ学園
6．FP技能士２級、簿記２級、日商PC検定２級
　（ワード、エクセル、パワーポイント）
7．クラシック鑑賞、ドライブ、ツーリング
8．私は、常に人の役に立ちたいと考えてきました。学習塾に12年間勤務し、部下や生徒を育てる事に力を尽くして来ました。人を育てる事は、会社を育てる事、結果、社会の発展につながっていくと思います。人を育てる為には、知識と経験がより必要だと実感した時、社労士の資格と出会いました。私は勤務社労士として知識と経験を積み、人材や企業の育成に力を尽くしたいと存じます。先輩の皆様、どうぞご指導の程宜しくお願い致します。

1．佐藤尚幸（さとう なおゆき）
2．いわき市小名浜林城字
　西町３－21
3．平成31年１月１日
4．勤務
5．公益財団法人ときわ会
6．社会福祉士　FP２級
8．初めて就職した職場で入職後５年目くらいに人事関係の業務に就きました。採用、労務管理、給与計算等一通りのことをやらせてもらいましたが、業務に関する法令知識はまったくありませんでしたから、当初職員からの質問などにはうまく対応できませんでした。特に給与計算においては毎月の賃金、保険給付や将来の年金に関わる保険料を取扱うわけですが、知識がないので質問されてから調べるといったその場しのぎ的なことをしばらくやっていました。関係法令や制度について正しい知識を持つ必要があると感じて資格取得をしました。

今の職場では主に従業員の労働保険・社会保険の手続きを担当させてもらっています。迅速に正確に業務を行えるよう、日々研鑽を重ねていきたいと思います。宜しくお願いします。

1．佐藤龍樹（さとう たつき）
2．福島市瀬上町字桜町
　　2－4－4
3．平成30年1月1日
4．勤務等
5．福島製鋼株式会社
6．キャリアコンサルタント
7．（フル）マラソン、フットサル、体を鍛えること、音楽演奏・鑑賞
8．平成26年5月まで福島会に所属し、4年半、宮城県の大手社会保険労務士事務所で勤務し、また平成31年1月より福島会に戻ってまいりました。前事務所では、通常の社労士業務、助成金業務、セミナー講師、仙台市雇用労働相談センターの相談員、キャリアコンサルタント業務等を行ってまいりました。その経験を活かし今度の職場では、企業内の勤務社会保険労務士、企業内キャリアコンサルタントとして頑張っていきたいと思います。

開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

社会保険労務士賠償責任保険制度　加入のご案内

社会保険労務士賠償責任保険制度とは

この保険は全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業会員等を被保険者とする団体契約です。

2018年度募集要項

●**保険期間**
2018年12月1日午後4時～2019年12月1日午後4時

●**中途加入について**（毎月中途加入可）
毎月25日必着、翌月1日補償開始
・25日が土日・祝日の場合、前営業日
・11月1日加入のみ10月10日必着

●**ご加入手続**
パンフレット、加入依頼書をお送りいたしますので、ご所属の都道府県会事務局または取扱代理店までご請求ください。

取扱代理店
有限会社エス・アール・サービス
〒103-0021　東京都中央区日本橋本石町3-2-12　社会保険労務士会館
☎ 03-6225-4873

引受保険会社
東京海上日動火災保険株式会社
（幹事保険会社）
（担当）広域法人部法人第二課
〒102-8014　東京都千代田区三番町6-4
☎ 03-3515-4153
三井住友海上火災保険株式会社

＊この案内は社会保険労務士賠償責任保険の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険のパンフレットをご覧ください。詳細は保険約款（約款につきましてはWEB約款となります。有限会社エス・アール・サービスのHP「社会保険労務士賠償責任保険制度」をご覧ください。）によりますが、ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

有限会社エス・アール・サービスホームページ　http://www.sr-service.jp/
社労士専用ページログインID：2015sr　　パスワード：4873hoken

支部だより

福島支部

９月18日（東北税理士会　福島支部）
市民無料相談会（県北士業協議会）最終打合せ会
村山敦子副支部長、白岩裕和副支部長出席
９月28日（ホテル福島グリーンパレス）
福島支部創立40周年記念事業及び第２回支部研修会　出席者50名
記念講演：「働き方改革」について
講師　佐々木常夫 氏
11月３日（コラッセふくしま）
市民無料相談会（県北士業協議会）
協力会員６名
相談件数５件（年金３件、その他２件）
士業全体の相談件数は90件
11月14日（コラッセふくしま）
県北士業協議会報告会・情報交換会
佐川弘行支部長、他会員６名出席
12月７日（福島県社労務士会研修室）
第３回幹事会
①当年度予算執行状況確認
②「第３回研修会」について
③その他

【平成30年度支部活動状況】

今年度は、福島支部創立40周年の節目に当たり、40周年の記念事業として「記念式典・記念講演」及び「祝賀会」を実施した。加えて、「40周年記念誌」の発行も手掛け、支部記録の整備を行った。

研修会においては、関係官庁からの法改正についての講義はもちろん、労務、年金等幅広いテーマについての講義を実施している。今後も「働き方改革」を更に推し進め中小企業が直面している人事・労務問題に継続して取り組んでいく。

また、社会・労働諸法令に関する唯一の国家資格者として、長期の避難による被災者の皆様の苦悩や困りごとの解決を手助けすることによって、地域の復興と被災者の皆様の生活再建と中小企業の再興を支援し、福島県の再建に寄与する為、法テラス二本松等において、被災者支援の各種相談会を継続実施している。

県会、各種団体・行政からの相談員、講師の派遣依頼への対応も引き続き行っている。

郡山支部

９月５日　第１回支部研修会（ビッグアイ郡山７階市民交流プラザ）
出席者：32名
(1)『各顧問先でのがん患者に対しての労務管理の注意点、職場復帰、両立支援規定等』
講師：近藤社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士
近藤　明美 様
(2)『手続き面から見た労使紛争の実態』
講師：きつ法律事務所　弁護士
吉津　建三 様
９月13日　第16回五士業合同無料相談会　第１回打ち合わせ（珍満）

出席者：大橋支部長　事務局　御代田

10月３日　第３回業務委員会　出席者：４名

10月16日　第３回支部役員会（郡山市労働福祉会館）出席者：12名

- 平成30年度　中間決算の件
- 平成30年度　五士業合同無料相談会の件
- 50周年記念事業の件
- その他（県会理事会報告等）

10月31日　第４回業務委員会　出席者：４名

11月１日　第16回五士業合同無料相談会　第２回打ち合わせ（ホテルハマツ）
（※打ち合わせ後、新聞社訪問）

出席者：大橋支部長

11月11日　第16回五士業合同無料相談会（イトーヨーカドー　郡山店）

相談員５名派遣

社労士相談案件は３件（年金・社会保険関係）

※社労士案件以外の方にも社労士制度をPRできる絶好の機会となっていますので、今後もこのような活動を通して引き続き、社会保険労務士制度の啓発・広報活動に力を入れていきたいと思います。

１月30日　第２回支部研修会（予定）（ビッグアイ郡山　７階市民交流プラザ）

(1)『人事制度10の間違いと解決法』

講師：蓮室コンサルタント事務所
中小企業診断士／
キャリアコンサルタント
蓮室　光雄 様

(2)『ストレスとの向き合い方～脳が不快なことをやめれば健康になる～』

講師：東北大学病院　医師・医学博士
石川陽二郎 様

会津支部

１月22日　第５回無料相談会（会津稽古堂）

相談員：真船茂会員、渡部翔太会員

相談風景

【今後の予定】

２月22日　第２回実務研修会（ルネッサンス中の島）
「働き方改革に伴う新しい就業規則」
講師：弁護士　平井　彩 先生

３月中旬　第４回　役員会

◇報告事項

① 第２回実務研修会実施報告

② 会計報告

◇議事内容

① 平成31年度会津支部定期総会の開催に関しまして

② その他

４月19日　平成31年度定期総会（会津若松ワシントンホテル）

いわき支部

本年度の長野県会諏訪支部との交流事業として長野県を訪問しました。東京駅から北陸新幹線で一路長野へ向かい、先ずは善光寺を見学しました。その後長野県社労士会を表敬訪問、北村修一会長にお会いし、お互いの組織運営、研修会、行事等について意見交換を行いました。翌日は国宝松本城と旧開智学校を見学、昼食は名物のそばを全員で食べて全日程を終了しました。意見交換で得た多くの事を今後の支部運営に役立てて参ります。

一方、本年度のいわき五士業無料相談会では初めての試みとして、五士業による無料合同セミナーを開催しました。多くの市民の参加があり社労士の存在をアピールできたのではないかと思っています。終了後の懇親会にも他士業からたくさんご参加いただき、大いに交流を深めることができました。

9月8日～9日　姉妹支部交流事業（長野）
参加10名（他支部1名含）

10月5日　平成30年度第3回幹事会

同日　平成30年度第2回支部研修会（いわき産業創造館）　出席22名

1．36協定届と変形労働時間制の手続きのポイント
講師：いわき支部　北村　　巧 会員

2．倫理研修
講師：いわき支部　加藤　和志 会員

3．「働き方改革」がもたらす社労士業務のチャンスと危機
講師：いわき支部　細谷　克則 会員

10月25日　電子申請モニター会員への導入サポート実施（いわき支部会員1名）

12月1日　いわき五士業合同無料相談会（労働福祉会館）相談員12名、相談全34件、うち社労士担当4件

同日　いわき五士業合同セミナー（労働福祉会館）市民参加者28名
講師：いわき支部　菊地　紀男 会員

12月14日　平成30年度第4回幹事会

12月　支部会報いわき第9号発行

1月4日　いわき民報　年頭広告掲載

1月25日　平成30年度第3回支部研修会（いわき産業創造館）　出席24名

1．労働基準法改正および36協定届（新様式）
講師：いわき労働基準監督署　担当者

同日　支部レクリエーション事業「ボウリング大会」実施　参加14名

優　勝　飯高　昌男 会員　275点
準優勝　佐藤紳之丞 会員　274点
第3位　吉田　昌樹 会員　247点

【今後の予定（平成31年2月～）】

4月26日（予定）平成31年度支部定時総会

【通年開催中】

いわき市無料年金・労働相談所　毎月第3火曜日（市役所ふるさと再生課）（※東日本大震災復興支援事業の一環として実施）

相馬支部

相馬支部では、相馬市での無料相談会を毎週木曜日に実施しています。

無料相談日（予定も含む）

相談月	相　談　日
10月	４日、11日、18日、25日
11月	1日、8日、15日、22日、29日
12月	６日、13日、20日、27日
１月	10日、17日、24日、31日
２月	７日、14日、21日、28日
３月	７日、14日、28日

10月４日　相馬支部懇親会（会場：南相馬市五月）

白河支部

11月18日　第１回無料相談会（白河市立図書館）
参加会員５名

労働問題・年金関係

◇相談者　２名

- 年金（年金の受給額の見込みと今後の増額方法について）
- 助成金（雇用の助成金情報と社労士の関わり方について）

12月９日　第２回無料相談会（白河市立図書館）
参加会員９名

労働問題・年金関係

◇相談者　２名

- 年金（年金の受給額の見込みと今後の増額方法について）
- 年金（特別支給の老齢年金の繰り上げと繰り下げについて）

◇終了後白河支部忘年会（梅寿）

参加者　７名

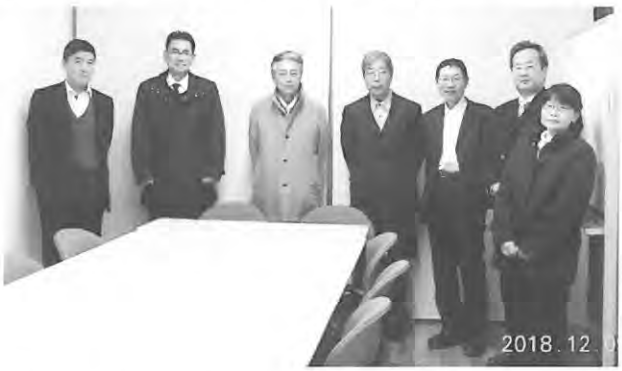

■平成30年活動方針

1．支部無料相談会の実施

白河市民に対し年金及び労働問題を中心とする無料相談会を２回実施する予定です。

2．その他

① 白河関係行政機関との連携強化を進めていきます。

② 各法律改正及び電子化申請に対応し研修を行います。

③ 日常業務について会員相互の情報交換を兼ねて、勉強会を行います。

④ 支部会員の減少傾向の中、今後の白河支部の方向を郡山支部との合併を含めて引き続き検討していきます。

会員異動状況

（H31. 2. 1現在）

1. 入会者

氏名	事務所名又は勤務先	事務所又は勤務先所在地	電話番号 FAX番号	支部 区分	入会月日
熊谷輝明	熊谷輝明社会保険労務士事務所	須賀川市江持字西屋敷106	0248-76-8381 0248-76-8381	郡山 開業	30.9.15
板垣茂樹	医療法人鎌田クリニック	福島市鎌田字舟戸前25－1	024-554-6455 024-554-6455	福島 勤務	30.10.1
塩田徳雄				いわき その他	30.10.1
三瓶　正	アルマ社会保険労務士事務所	郡山市朝日3－4－14　1F	024-991-5524 024-991-5534	郡山 開業	30.10.1
柳沼章子	社会保険労務士法人　福島中小企業労務協会	福島市御山字仲ノ町103－6	024-534-1022 024-534-1023	福島 勤務	30.11.1
白田孝之	株式会社サロンジェ	岩瀬郡鏡石町諏訪町380－4	0248-62-2621 0248-62-4344	郡山 勤務	30.12.1
村上裕理	株式会社コンピューターシステムハウス	郡山市喜久田町卸三丁目37－2	024-963-2150 024-959-1111	郡山 勤務	30.12.1
佐藤健児	学校法人ザベリオ学園　会津若松ザベリオ学園	会津若松市西栄町1番18号	090-6497-3679	会津 勤務	30.12.1
佐藤尚幸	公益財団法人ときわ会	いわき市常磐上湯長谷町上ノ台57	0246-43-4175 0246-42-3153	いわき 勤務	31.1.1
長岡　聡	長岡聡社会保険労務士事務所	須賀川市御町58	0248-75-3507 0248-75-3517	郡山 開業	31.1.1
佐藤龍樹				福島 その他	31.1.1
AMC社会保険労務士法人 代表社員　相樂　達也 社　員　柿　利昭、熊田　考展		郡山市朝日三丁目5番3号	024-922-1188 024-922-1185	郡山 法人	30.12.7

2. 退会者

氏名	事務所名又は勤務先	事務所又は勤務先所在地	区分	退会月日
船岡三男	船岡社会保険労務士事務所	会津若松市真宮新町南2－57－2	開業	30.9.30
長谷川　タカ子	長谷川社会保険労務士事務所	南相馬市小高区田町1－88	開業	30.9.30
松本麻衣子	社労士事務所　人材マネジメント・オフィスRinen	いわき市平字大工町11－1	開業	30.9.30
河原崎尚樹	住友生命保険相互会社　いわき営業部	いわき市下の町1－10－3F	その他	30.10.31 宮城会へ
小泉　琢	株式会社福島LIXIL製作所	須賀川市前田川扇町1	その他	30.10.31 東京会へ
齋藤大介			その他	31.2.1 宮城会へ

3．異動・変更等

※開業・社員・勤務会員の住所変更は除く

氏　名	変更事項	変更内容	変更月日
柳沼史恵	事務所所在地	郡山市久留米三丁目79番７号	30．3．29
山岸安博	仮事務所からの異動 事務所電話・FAX番号	相馬郡飯舘村臼石字町50 TEL／FAX 0244-42-1466	30．11．1
今福　宏	勤務先の異動	有限会社飯田製作所 本宮市糠沢字水上21－２ TEL 0243-64-2320	30．11．1
北目純子	事務所所在地（号数変更）	伊達市保原町元木77－４　元木ハイツ101号	30．12．5
相樂達也	区分変更（勤務→法人社員）	AMC社会保険労務士法人 郡山市朝日三丁目５番３号 TEL 024-922-1188　FAX 024-922-1185	30．12．7
柿　利昭	区分変更（勤務→法人社員）	AMC社会保険労務士法人 郡山市朝日三丁目５番３号 TEL 024-922-1188　FAX 024-922-1185	30．12．7
熊田考展	区分変更（勤務→法人社員）	AMC社会保険労務士法人 郡山市朝日三丁目５番３号 TEL 024-922-1188　FAX 024-922-1185	30．12．7
渡邊金治	事務所名称・所在地・電話・FAX番号	社会保険労務士渡辺金治事務所 郡山市富久山町福原字東62－１ TEL 024-983-8522　FAX 024-983-8523	31．1．1
橋本市朗	勤務→開業	橋本市朗社会保険労務士事務所 郡山市安積町日出山字一本松187 TEL 024-943-3010　FAX 024-943-2284	31．2．1

4．会員の現況

	福島	郡山	会津	いわき	相馬	白河	合計
開業（法人社員含む）	68	99	35	52	16	9	279
勤務等	17	13	12	10	1	4	57
計	85	112	47	62	17	13	336
法人	4	8	0	3	1	1	17

週刊　労働新聞

人事・賃金・労務の総合情報紙

労働諸法規の実務解説はもちろん、労働行政労使の最新の動向を迅速に報道します。
タブロイド判　16ページ　月4回発行
年間購読料45,360円　※月払いもできま

労務管理は負け裁判に学べ！2

前作同様、会社側が負けた22の裁判例を弁護士が事実関係等を詳細に分析、社労士が敗因をフォローするための労務管理のポイントを解説しています。 堀下 和紀他著 A5版288頁　税込2,052円

◆◆ ご購読 見本紙の お申込 ◆◆ ㈱労働新聞社 仙台総局

〒980-0012 仙台市青葉区錦町1丁目2-10-303　TEL 022(222)9289　FAX 022(222)9279

編集後記

昨年から、なにかと**「平成最後の…」**と言う言葉を耳にしておられると思いますが、この会報の編集後記を担当させていただくにあたり、小生も…。
「平成最後の会報の編集後記」を一筆。

昭和64年１月７日から平成元年１月８日。そして、平成31年４月30日で平成が終わり、新しい元号？？５月１日からまた新しい時代がはじまる。

この平成の30年間皆さまは、どのような時代を過ごされたでしょうか？？？？

「社労士制度創設50周年」の一区切りを終えた今、新たな時代を迎える前に、改めてこれからの社会保険労務士制度と向き合ういい機会ではないかと思う今日この頃です…？（難）

（T．N）

会報　社労士ふくしま　No.111
平成31年２月15日発行

発行所　福島県社会保険労務士会
〒960－8252
福島市御山字三本松19－３
TEL 024－535－4430
FAX 024－534－5432
発行責任者　会長　宍戸宏行
編集　広報委員会
印刷所　陽光社印刷株式会社

全国2300以上の社労士事務所、顧問先企業約53万事業所でご利用頂く信頼と実績の「社労夢シリーズ」

社会保険・労働保険の申請手続をクラウドで効率化！

お客様の声を反映し

機能強化した「新社労夢」にご期待ください

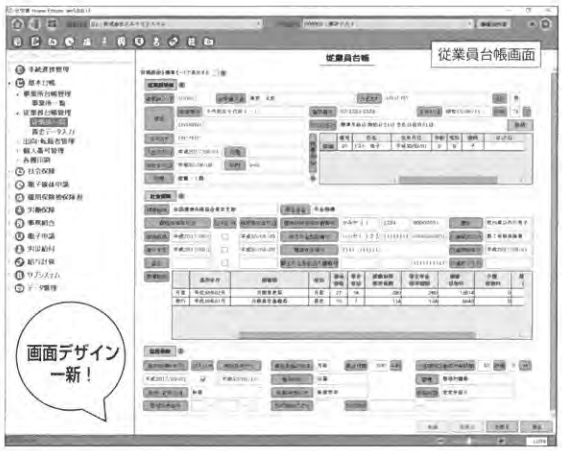

① 画面デザインを一新し、現行機能を踏襲しつつ直観的な操作を実現。操作性が大幅に改善されます！

② 画面サイズを任意のサイズに変更したり、入力エリアの表示倍率が変更できて見やすさアップ！

③ 大量データ（1,000人分）の給与計算処理が最短2分弱(*1)で完了、算定・月変も時間短縮！

④ 専用ビューワで印刷するので、印刷のズレ等、様々な問題を解決！

⑤ 労災給付請求関連帳票がダウンロード用紙のA4カット紙に対応します！

*1）ネット環境等の条件により差異が発生する場合がございます。

◎ 新規導入個別相談会 随時受付中 ➡ https://www.mks.jp/fs2/　ご都合の良い日時を承っております。

東京オフィス ※移転しました　〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目28番34号 MKビル 3F
お問合せはこちら ➡ TEL：03-5803-3400

株式会社 エムケイシステム
https://www.mks.jp/company/

ろうむ in One

各保険手続き・給与計算・事務組合・電子申請まで。
他の追随を許さない、圧倒的コストパフォーマンス!!

無料の体験版をご用意!!
ぜひお試しください!!

「電子申請API」「マイナンバー」対応

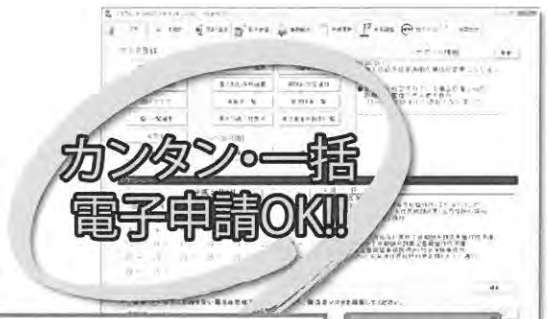

クリックス　検索

株式会社クリックス
Click's Corporation
〒143-0015 東京都大田区大森西 3-31-8 ロジェ田中ビル6F
TEL:03-5753-1571

CELLS

当日ご来場 特典あり

セルズは電子化推進フェアに参加します！

業務ソフトを利用した電子申請についてセルズ担当スタッフが「台帳」を使いながらご紹介します。

詳細は「株式会社セルズ」をチェック　検索

日程　2019年2月26日（火）　場所　ビッグパレットふくしま 3F

【新しいチャレンジ、さらなる躍進】日本シャルフは、全国の社労士様と共に、常に進化しています！

クラウドデビューに最適！全てのシステムをご利用頂ける便利なフルシステム

社労法務システム
[ASP]

初めてのシステム導入やリニューアルにお薦め

社保雇用業務　給与賞与計算　労働保険年度更新　年末調整
労災申請　電子申請　報酬請求　労使協定
インポート/エクスポート　社労法務Connect マイナンバーサービス

＋

社労士事務所が顧問先に対して業務権限を付与できる画期的システム

クラウド労務ソフト
esia-Zero API イージア・ゼロ

顧問先企業と情報を共有し情報を収集できる

顧問先の社員が入社情報や扶養情報・保険料情報などを直接入力し、その情報を顧問先と社労士事務所が共有することができます。

社労法務システムで作成した給与明細を、WEB上にアップロードすることができます。社員は、Web上で給与明細を確認します。

企業と社員情報を共有することができ、労務管理に役立てることができます。

イージアZEROの安全なサーバー内で、企業や社員とWeb上でテキストや添付ファイルのやり取りができます。メールの代わりの情報一元化が可能です。

顧問先に社労士事務所からのお知らせを表示することができます。セミナーのご招待などの営業ツールとしてもご利用できます。

[ASPクラウド]
社労法務システムをクラウド環境でお使いいただけます。

■初期費用　80,000円～120,000円（税別）
■月額利用料　15,100円～21,000円（税別）
★HPよりお問合せの際に、月刊社労士を見たとクリックしていただくと、お見積価格よりさらに5%OFF！

NIHON shalf
●本社／〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-3-30
●システムサポート／〒430-7718 静岡県浜松市中区板屋町111-2 浜松アクトタワー18F
[初期導入サポートダイヤル]
Tel.050-6864-6636　spmail@shalf.jp
詳しくはwebサイトで！ http://www.shalf.jp
日本シャルフ　検索
facebookでも情報発信中！
https://www.facebook.com/nihonshalf

社会保険労務士サポートシステム

PSD社会保険労務士

電子申請API対応

『マイナンバー管理』・『e-Gov 電子申請 API』・『大規模 LAN』・『給与ソフト連動』
― 給与ソフトと連動し、申請書をかんたん作成！離職証明書も手早く電子申請可能です ―

<ご使用の給与ソフト>

○給与奉行
○PCA給与
○給与大臣
○MJSLINK
○弥生給与
○給与KID
○給料王

データ連動
社員マスタ
給与データ
賞与データ

<PSD 社会保険>

<申請書作成>

e-Gov（イーガブ）
<電子申請 API>
<印字>

個人番号の利用を自動記録

機能概要
・「社会保険」・「雇用保険」・「労災保険」・「労働保険申告」
・「電子媒体申請」・「一括有期」・「データ連動」
・「電子申請（API）」→ 一括送信の他、申請後の進捗確認～公文書ダウンロードまでがソフトの操作で可能です

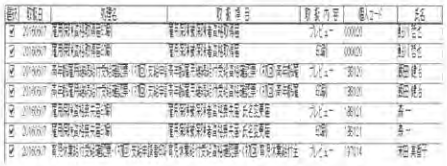

<個人番号　取扱い記録>

資料請求・お問い合わせはお気軽にどうぞ

PSD Pacific System Development
株式会社パシフィックシステム
〒106-0044　東京都港区東麻布 1-5-8 麻布保坂ビル　TEL03(5572)6700　FAX03(5572)6701
http://www.psd-soft.com/sr

全国社会保険労務士会連合会共済会

報酬口座振替システム

『SUPER かつ・かいしゅう』

1．1件からご利用可能です。
事務所開業当初からご利用いただけます。

2．簡単で使いやすい。
専用ソフトは不要。パソコンからデータ入力。
月次以外に、臨時報酬も請求可能。

3．顧問先のご負担も軽減
現金の準備・振込みの手間が省けます。

4．シンプルな料金体系で初期費用は不要。

基本料 **2,000円＋（110円 × 請求件数）**〔税別〕

制度運営者　**全国社会保険労務士会連合会共済会**
〒103-0021　東京都中央区日本橋本石町3丁目2番12号　社会保険労務士会館7階　TEL: 03-6225-4864

お問合せ先（委託会社）
大同生命グループ
NSS 日本システム収納株式会社
〒103-0023　東京都中央区日本橋本町2-7-1
TEL: 03-3667-8322
〒564-8523　大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命ビル
TEL: 06-6386-8526

新規お問合せフリーダイヤル
フリーダイヤル **0120-700-676**

詳しくはNSSのホームページをご覧ください。
ウェブ　NSS　社会保険労務士　検索 ▶ 社会保険労務士の皆さま

資料請求は、このページをコピーし必要事項をご記入のうえ、FAX送信してください。　平成　年　月　日

日本システム収納株式会社 行（FAX **03-3667-8323 または 06-6385-9080**）

事務所名（担当者名）	（担当者：　　）
住所	〒　　- TEL　　-　　-
E-mail	

【個人情報の取り扱いについて】こちらにご記入いただきました個人情報等は資料の送付、ご検討状況のご確認等に限り利用させていただきます。なお、今後、個人情報等に変更等が生じた場合にも、準じて取り扱います。

https://www.facebook.com/yokosha.printing/

陽光社は
未来につながる
エコ活動に取り組んでいます

New Quality の世界へ
YOKOSHA
陽光社印刷株式会社

本　社／福島市南矢野目字萩ノ目裏1－1
TEL024-553-4600 FAX024-554-4420

東京連絡所／東京都新宿区四谷4-25-803 TEL 03-3352-7873
郡山連絡所／郡山市熱海町熱海6-14 TEL・FAX 024-984-3254

E-mail info@yokosha.co.jp　http://www.yokosha.co.jp

エコアクション21 福島県認証第1号

たいせつにします プライバシー
10190130(07)

エコアクション21
®環境省
認証番号0000015

会津絵ろうそくまつり～ゆきほたる～

（写真提供：（一財）会津若松観光ビューロー）

会津の伝統的工芸品の１つである、「会津絵ろうそく」。鶴ヶ城や御薬園をはじめ市内各所にて「約10,000本の蝋燭のあかりに照らされて雪景色に浮かぶ会津幻影」が楽しめます。
開催は毎年２月第２週の金・土です。

お知らせ

全国社会保険労務士会連合会“社会保険労務士向け”・“関与先企業様向け”

「使用者賠償責任保険制度」のご案内

（使用者賠償責任保険+雇用関連賠償責任保険）

●従業員が業務上の事由または通勤途上のケガや病気により労災認定されたことに伴い、使用者が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任を補償します。●労災認定を受けない場合であっても、セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した精神的苦痛（それに起因する身体の障害を含みます。）または自由・名誉・プライバシーの侵害に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

●お問い合わせ先（提携募集代理店）：東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社（TAC）公務広域法人部
〒103－0027　東京都中央区日本橋1-19-1　日本橋ﾀﾞｲﾔﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ8F
・電話番号　ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ 0120-015-466　IP電話からは03-3243-7025（受付：平日９時～17時）
・専用サイト　https://www.web-tac.co.jp/sharoushi-shiyoushabai/

TAC　使用者賠償責任保険　で　検索

※保険の内容は、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社（TAC）」のWEBサイトをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。